

桃太郎アリーナ問題への岡山県の回答について

2013年11月29日

カルト被害を考える会
代表 河田 英正

カルト被害を考える会（以下、本会）は、統一協会（宗教法人世界基督教統一神霊協会）など、詐欺的な勧誘・教化で人生を奪うカルトの問題を考え、被害をなくすために活動する市民団体です。1990年に「青春を返せ裁判」を支援する会として結成し、2001年から現在の名称で活動しています。

以下、 - でこれまでの経過を説明し、 - で本会の見解を發表します。またで統一協会の実態について説明します。

去る9月10日、桃太郎アリーナ（岡山県立体育館）で、統一協会第11地区が主催する「天運相続特別還元祈願礼式」と題する集会在約2500人の参加で行われ、参加者は、昨年亡くなった教祖の霊界からの御言を伝えるというテモニム（大母様）と呼ばれる霊媒師・金孝南の講話を聴き、祈願書を託す儀式などが行われました。

10月6日、全国靈感商法対策弁護士連絡会は、岡山県と一般社団法人岡山県総合協力事業団に対し、統一協会の実態を認識したうえで会場使用を許可したのか等、3項目について質問する申入書を送りました。

10月25日、本会は、岡山県と一般社団法人岡山県総合協力事業団に対し、次の3項目について質問する申入書を提出しました。

- 1．貴県では、統一協会のこのような事実を認識したうえで統一協会に会場使用を許可したのでしょうか。
- 2．貴県では、いかなる組織や個人の申込で会場使用を認めたのでしょうか。その審査は、どのような材料と基準によって行われたのでしょうか。
- 3．貴県では、本申入れにかかる事実が判っても、今後も統一協会による会場使用を続けるのでしょうか。今後の取り扱いはどのようにするつもりでしょうか。

10月31日付けで、岡山県土木部都市局都市計画課統括参事名の文書が届きました。その文書には、「拝啓 初冷の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、先日御持参いただきました申入書ですが、先に全国靈感商法対策弁護士連絡会

からいただいた申入書に『本県におきまして、施設の利用許可にあたっては、岡山県立都市公園条例で禁止されている行為でないかどうかを確認の上、許可しているところ です。』と回答させていただいており、今回も同様の回答となりますので、ご理解 いただきますようお願いいたします。敬具」と書かれていました。

11月6日、本会は公開質問状を提出し、「私たちは、前記の3項目について質問 していたにもかかわらず、貴県は、第1項目と第3項目については全く答えず、第2項 目の一部について答えたのみでした。県内に拠点を置くNPOの質問にまともに答えな いのは、公共団体の取るべき態度ではないと考えます」として、「このたびの回答を撤 回し、再度、慎重に調査した上で、誠意ある回答をすること」を求めました。

そして11月25日付けで、岡山県土木部都市局都市計画課長名で、次の回答文が 届きました。

「公開質問状について（回答）

平成25年11月6日付けで送付のあったこのことについて、次のとおり回答します。

記

本県におきまして、都市公園の施設の利用許可にあたっては、岡山県立都市公園条例 の規程に基づき許可しているところです。」

質問の第1項目は、統一協会の反社会的実態の認識についてでしたが、回答があり ませんでした。本会が問題ある団体であると提起しているにもかかわらず、回答しない というのは、まことに不誠実であり、納得できません。

質問の第2項目は、申込者の名称と審査基準についてでしたが、岡山県立都市公園 条例（以下、当該条例）の規程に基づき許可していると記されていました。

当該条例では、「利用を拒むことができる」者として、「善良の風俗を害し、又は公共 の秩序を乱すおそれのある者」（第8条第1項第2号）を挙げています。

今回の公開質問状および前段の申入書で指摘しているように、統一協会は、違法な靈 感商法や詐欺的勧誘・教化を組織的に繰り返している団体であり、善良の風俗を害し、 公共の秩序を乱すおそれのある団体であることは明らかです。

統一協会の会場使用を岡山県が許可していることは、あたかも岡山県が統一協会の活 動に賛同しているかのごとき誤解を生み、それを悪用されることにもなりかねません。

統一協会の実態から目をそらし、県民の施設をその反社会的な団体に提供した岡山県 の態度は不当であり、厳しく抗議します。

質問の第3項目は、今後の使用許可についてでしたが、回答がありませんでした。

統一協会は、善良の風俗を害し、県民の生活を脅かす団体です。県民の生活を守り増進させるべき岡山県が、県民の生活を脅かす統一協会に県の施設を貸すことは断じて許されません。

本会は、今後とも、統一協会をはじめとする詐欺的勧誘・教化等で人生を奪うカルト団体による被害をなくすために活動を続けるとともに、岡山県が、県民の施設を、県民の生活を脅かす統一協会に貸すようなことがないよう監視を続けます。

統一協会の実態について

統一協会は、1954年に文鮮明によって韓国で創設され、2012年9月に文教組・総裁が死亡した後、妻の韓鶴子が総裁を継承しています。

日本において、統一協会は、一般市民に対し、印鑑、念珠（数珠）、石板、壺、多宝塔、釈迦塔、人参濃縮液などの商品を、先祖の因縁を解放するために必要などと述べて客の不安をことさらに煽り、法外な値段で売り付けたり、多額の献金など金銭交付を強要したりしてきました。この、いわゆる靈感商法の被害は表面化したものだけでも、2012年までの26年間に約3万3千件、被害金額は約1147億円に上っています。

国会でも靈感商法問題は十回も取り上げられ、警察庁刑事局保安部生活経済課長が「この種の商法というのは人の弱みといいますが、人の不安につけ込むというもので、悪質商法の中でも最も悪質なものの一つということで、全国の警察に繰り返し厳しく取り締まるように指示をしておるところでございます。その結果、この数年間で13件検挙した事例が出ております。各種の法令を適用して検挙しておる実態でございます」と答弁しています（衆議院法務委員会、1987年5月15日）。

被害者が訴えた裁判でも、1994年以来、統一協会の組織的責任を認める判決が続いています。

統一協会はまた、正体や実態を隠して詐欺的に一般市民を勧誘し、マインドコントロールによって統一協会に服従する人格に変え、多額の献金や商品購入をさせています。この詐欺的な勧誘・教化の被害者は、学生や銀行員、看護師、保育士、百貨店員、主婦などなど様々な立場の県民に広がっています。そして信者は、家族に隠れて家の財産を献金したり、借金までして献金したりします。人格を変えられた信者の家族も苦しめられるのです。また信者は、一般市民に対し、靈感商法の加害者、詐欺的勧誘・教化を行う加害者になっていきます。

統一協会の元信者が起こした「青春を返せ裁判」は、1999年9月に広島高裁岡山支部で勝訴して以来、全国各地で、統一協会の詐欺的勧誘・教化を違法とする判決を勝ち取っています。